

サービス利用計画作成費の支給決定について

障害者施策課 自立支援給付係

1. 現行のサービス利用計画の制度概要

- ・対象者...障害福祉サービスを利用する者であって、下記のいずれかに該当する者

障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

- ・報酬基準：サービス利用計画の作成、定期的な利用者の居宅への訪問（モニタリング）等に対する報酬として、毎月 850 単位（利用者負担上限月額管理をあわせて行う場合には毎月 1,000 単位）を算定

2. これまでの杉並区での利用状況

- ・これまで 15 名に対して支給決定（21 年 7 月～現在）
- ・実際にサービス利用計画費の報酬請求に至った方は、そのうち 9 名
 - （ 区委託相談支援事業所による作成：5 名（身障 1 名・精神 4 名）
 - （ 都指定相談支援事業所による作成：4 名（身障 3 名・知的 1 名）
- ・23 年 10 月時点での決定者数：6 名

3. 24 年 4 月 1 日の制度改正概要（サービス等利用計画関連）

- ・給付費名称等の変更（計画相談支援給付費、サービス等利用計画 等）
- ・サービス等利用計画の対象者を大幅に拡大
- ・サービス等利用計画案を勘案した支給決定が可能に
- ・モニタリングの必要性（頻度）を個別に自治体が判断 等

4. 今後の課題

- ・障害当事者への制度の周知、利用しやすい環境整備
- ・サービス等利用計画の評価のしくみ
- ・相談支援専門員の量的確保策及びスキルアップのしくみ
- ・公民の役割分担・連携方法の具体的検討
（相談支援事業者、福祉事務所、障害者生活支援課、障害者施策課の協働）